

〔No. 4〕 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 延べ面積1,000m²、地上4階建ての事務所に設けるエレベーター（国等の建築物に設けるものを除く。）の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者）は、当該エレベーターについて、定期的に、一級建築士等に検査をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。
2. 建築主は、確認済証の交付を受けた建築物の新築工事を完了したときの建築主事等の検査の申請は、指定確認検査機関が完了検査を引き受けた場合を除き、原則として、工事が完了した日から4日以内に建築主事等に到達するように、しなければならない。
3. 建築主は、指定確認検査機関から建築物の用途の変更に係る確認済証の交付を受けた場合において、工事完了届については、建築主事等に届け出なければならない。
4. 建築主は、鉄筋コンクリート造、延べ面積800m²、地上3階建ての寄宿舍の新築の工事において、2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程（特定行政庁が指定する工程はない。）を終えたときは、指定確認検査機関が中間検査を引き受けた場合を除き、建築主事の中間検査を申請しなければならない。